

JICA 環境社会配慮ガイドライン（2010年4月公布）レビュー調査
最終報告書（案）／補足資料に対する質問・コメントへの回答（FoE Japan/メコン・ウォッチ）

No	コメント	ご回答
最終報告書（案）への質問・コメント		
1.	<p>【最終報告書案①】 P.2-2～2-3</p> <p>1. 「1.4 環境社会配慮の基本方針」の「重要事項 4」に規定されている「ステークホルダーからの指摘があった場合は回答する。」という点について、少なくとも、案件 No. 4 では、「（区域 A）影響住民グループが JICA に複数回レターを提出。2014 年 4 月 7 日にも、4 月 23～25 日の面談を要請。しかし、回答をせぬまま、JICA は 4 月 23 日に区域 A への出資を決定した。」という状況が報告されており、また、案件 No. 13 では、「影響住民グループが事業の問題を指摘し、事業反対の意と JICA の融資拒否を示すレターを JICA に 3 度提出したにもかかわらず、JICA からの回答はなし。4 回目のレターを提出後、初めて、JICA 現地事務所が住民グループと面談。その後、さらに一度、住民グループからレターが提出されたが、JICA からの回答はなし。」という状況が報告されていることに関し、貴機構のガイドラインの運用状況として、追記をお願いしたい。</p>	<p>案件 No.4、No.13 については、以下を報告書 2 章 2.2.4 (17) 外部からの指摘事項に追加しました。</p> <p>【No.4】 NGO より、（区域 A）影響住民グループが JICA に複数回レターを提出、2014 年 4 月 7 日にも、4 月 23～25 日の面談を要請、しかし、回答をせぬまま、JICA は 4 月 23 日に区域 A への出資を決定したとの指摘がなされている。</p> <p>【No.13】 NGO より影響住民グループが事業の問題を指摘し、事業反対の意と JICA の融資拒否を示すレターを JICA に 3 度提出したにもかかわらず、JICA からの回答はなし。4 回目のレターを提出後、初めて、JICA 現地事務所が住民グループと面談。その後、さらに 1 度、住民グループからレターが提出されたが、JICA からの回答はなしとの指摘がなされている。</p>

<p>2.</p>	<p>P.2-6</p> <p>2. 「『2.5 社会環境と人権への配慮』に関し、全 100 案件で、紛争国や紛争地域、表現の自由などの基本的自由や法的救済をうける権利が制限されている地域への該当は確認されなかった。」との記載があるが、案件によっては、表現の自由など基本的人権が脅かされている／侵害されている事例も見られるのではないかと。たとえば、案件 No.4 (ミャンマー) では、移転した住民の中に、政府当局から「移転・補償合意文書に署名しなければ、家が壊される」と脅された家族もいたこと、また、「土地の補償を求めると、裁判所へ行くように。」との説明が政府当局からなされたことが住民から報告されている(異議申立書にも記載されている)。また、案件 No.13 (インドネシア) では、当該事業に反対している農民らが「国旗侮辱罪」等の冤罪で収監されるなど、相手国政府による弾圧とも言える深刻な人権侵害が報告されている。ガイドラインの論点抽出の目的のためには、こうした指摘もきちんと併記すべきである。</p> <p>また、近年、大型開発事業に伴う土地収奪や生計手段の喪失に係る問題に取り組む環境・人権擁護者への脅迫や弾圧が強まっていることが世界的にも懸念されている(参照：https://www.ohchr.org/EN/Issues/Business/Pages/HRDefendersCivicSpace.aspx https://www.amnesty.org/en/documents/act30/6011/2017/en/ https://www.globalwitness.org/en/campaigns/environmental-activists/at-what-cost/)。</p> <p>こうした国際的な動向についても追記をお願いしたい(P. 3-33 3-4-1 「ラギー原則」にも関連)。</p>	<p>No.4 について以下を報告書 2 章 2.2.4 (17) 外部からの指摘事項に追加しました。</p> <p>【No.4】 NGO より (区域 A) 移転した住民の中には、政府当局から「移転・補償合意文書に署名しなければ、家が壊される」と脅された家族もいた。また、「土地の補償を求めると、裁判所へ行くように。」との説明が政府当局からなされたことと指摘がなされている。</p> <p>No.13 に関するご指摘は報告書 2 章 2.2.4 (17) に記載されています。</p> <p>また、国際的な動向について、報告書 2 章の 2.2.2 に、「国連人権高等弁務官事務所等によると、人権を擁護するため活動する者に対する脅しや攻撃が国際的な懸念となっていることが指摘されている。」と追記しました。</p>
-----------	---	---

<p>3.</p>	<p>P.2-11</p> <p>3. 「(4) E/S での実施機関の環境社会配慮の実施状況」で、案件 No. 13 において「ES 借款中に用地取得が行われ」たことに関し、幾つかの確認点が記載されている。これらの確認は貴機構の担当課が通常の業務として行なったものか。それとも、同レビュー調査を行なったコンサルタントの確認によるものか。</p> <p>また、同案件の用地取得および生計手段の喪失に関しては、現地住民グループや国内外の NGO から問題（国内法に反して地権者以外の小作農等の協議への参加が確保されていない、小作農への作物補償の基準額に一貫性がなく公平性・透明性を欠く、用地取得された変電所用地の土地造成作業が環境影響評価書に沿っておらず違法に実施されている等）を指摘する複数の書簡が貴機構に対して提出されているところ、ガイドラインの論点抽出の目的のためには、これらの書簡で指摘されている事項もきちんと併記すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載している内容はレビュー調査で確認したものです。ご指摘を受けていることに関しては、「2017 年 9 月以降、NGO より累次に渡り、現地で事業に反対する住民が国旗を逆さまに掲げていたとして逮捕されたことが不当である等の指摘がなされている。」旨記載しております。 ・「国内法に反して地権者以外の小作農等の協議への参加が確保されていない」については、「実施機関によれば、生計回復支援に係る協議には Focus Group Discussion（FGD）の形で各被影響民に参加の機会が与えられたとのことで、LARAP にもその記録が記載されています。また、全ての被影響民の方々に補償方針を直接説明するべく、FGD とは別に戸別訪問を行うためコンタクトを試み、9 割以上の被影響民に対し、LARAP の要旨を書いたブローチャーを配布すると共に説明を行い、意見を聞いたとのことです。」と記載しております。 ・「小作農への作物補償の基準額に一貫性がなく公平性・透明性を欠く」については、「実施機関によれば、補償交渉時に対象種別の補償額が補償対象者に書面で手交され、対象者からは特段の疑義は示されなかったとの説明でした。補償額の算定は、各種作物の市場価格を参照し現地のガイドラインに沿って独立の算定人によって計算されたとのことです。」と記載しております。 ・「用地取得された変電所用地の土地造成作業が環境影響評価書に沿っておらず違法に実施されている」については、「変電所部分（送電含む）の EIA は 2011 年 6 月に承認されたが、当初計画から事業対象地域に変更があったので、新たに加わった地域を含める形で EIA を修正、現在承認機関（西ジャワ州環境局）にて審査中。」と記載しております。今回当該部分について修正のご要望を頂きましたので、ご要望に沿って以下のとおり追記しました。
-----------	---	--

		「変電所については、当初計画から事業対象地域に変更があったにもかかわらず、EIA が修正されぬまま、違法に土地造成作業が開始・実施された。違法であることの指摘を住民・NGO から受け、西ジャワ州環境局が工事停止の必要性を確認し、現在、修正版 EIA を審査中。」
4.	P.2-14 4. 「RAP/ARAP が作成されていない 5 件」とあるが、この 5 件は「大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクト」であったか。また、RAP/LARAP が作成されなかった 5 件の案件名を教えてください。また、作成されていない理由は何であったか。	No.34, 47, 48, 49, 78 のうち、No.34 を除く 4 件はいずれも大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトではありません。No.34 は、ES 借款のため、環境社会配慮文書作成は ES 借款の TOR に含まれていました。No.34 以外は、補償方針やステークホルダー協議の実施状況・記録については環境チェックリストを通じて確認した上で、実施機関と合意したため、RAP/ ARAP を作成していません。
5.	P.2-14 5. 「現地調査を実施した 8 案件中生計回復が対象となる 5 案件について、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できているかについて調査」した結果が記載されているが、全体として、生計回復できている／できていないと十分に判断するのに必要な情報や根拠に欠けるのではないか。十分な判断材料がないのであれば、確認が難しいこと、また、その理由を記載していただき、モニタリング時の課題として別途議論につなげるべきではないか。	ご指摘の 5 案件は、現地調査において現段階での被影響住民の生活水準等の確認を行いました。現地調査の結果だけに基づいて生計回復できているかどうかの確認を行っているわけではありません。通常、生計回復については、現地調査の収集情報だけでなく、外部モニタリング報告書や住民からの苦情等も参考にして継続的に確認しています。また、左記の 5 件については住民移転実施中もしくは移転後まだ時間が経過していない、または生計回復策を実施中であり、生計回復したか否かを判断できる段階ではありませんでした。このため、引き続き、モニタリング等を通じて確認していきます。
6.	また、案件によって記載内容に差異があり、全体の状況が掴みにくい。可能であれば、少なくとも、以下の点について、記載の追記をお願いしたい。 ・案件 No. 5 については、補足資料にある「モニタリング段階における被影響住民数」「337 世帯」の移転世帯のうち、今回訪問した移転地には何世帯が移転し、そのうち何人にインタビューを行なっ	本調査では 155 世帯が移転した Baprola 移転地を踏査しました。本事業による移転対象世帯が複数居住するアパートを訪問し、集まった約 20 人の住民に対しインタビューしました。ただし、当該住民の属性について確認は行っていません。

	た結果として記載されているのか。また、インタビューを行なった住民はスラム居住者等の社会的弱者であったか否か。	
7.	<p>・案件 No. 13 については、現地調査で誰（現地政府機関、あるいは、生計手段に影響を受ける／受けた農民）にインタビューを行なった結果として記載されているのか。</p> <p>なお、一般に、生計回復プログラムへの「参加」や「提供」という情報だけでは、生計回復できているかの判断材料としては不十分である。また、すでに作業が進められた変電所用地の土地造成により、既存の灌漑水路が影響を受け、農業用水の水源に影響を受けている農民もいる他、「農業の継続が認められている」とされる農地でも、灌漑用水の配給が一時停止されるなどの実害が農民から NGO に対して報告されている。（P. 2-40 の記述内容も同様）</p>	<p>・現地政府機関及び、生計手段に影響を受けた農民にインタビューを行いました。No.5 でお答えしたのと同様、本件においても生計回復策を実施中であり、生計回復したか否かを判断できる段階ではありませんでした。</p>
8.	<p>・案件 No. 24 については、補足資料にある「モニタリング段階における被影響住民数」「362 世帯」の移転世帯のうち、何人にインタビューを行なった結果として記載されているのか。また、地元政府が「副業の支援を提供」したことの効果について、当該住民はどのように回答しているのか。</p>	<p>移転対象住民のうち、4 世帯 6 名から聞き取りを行いました。副業の支援については、被影響住民の中に移転後に支出が増えた、と回答した住民がいたため、地元政府が公共事業の被影響住民を対象とした副業の支援を提供していること、今後、必要があれば本事業の被影響住民も支援を受けることが可能だと説明があったものです。今後も継続して被影響住民の移転後のモニタリング結果を確認し、副業の支援のニーズや効果について確認していきます。</p>
9.	<p>・案件 No. 42 については、現地調査で誰（現地政府機関、あるいは、生計手段に影響を受ける／受けた住民）にインタビューを行なった結果として記載されているのか。</p>	<p>案件 No.42 については、実施機関、及び被影響住民のバーベイク族の村（村人約 40 名（内女性 7～8 名））、マサイ族の村（PAPs3 名）、でのインタビュー結果を掲載しています。</p>
10.	P. 2-30	<p>レビュー調査を実施するにあたって 2017 年 8 月に書簡を頂いているので、その時点で踏まえるべきとお考えのものはその書簡に含まれて</p>

	<p>6. 「表 2-17 外部からの実施機関への指摘の概要」の案件 No. 13 について、外部から指摘を受け始めた時期に誤りが見られる（参照：http://www.foejapan.org/aid/jbic02/indramayu/activity.html）。また、その指摘内容の記述が一面的なものに留まっている。したがって、以下のように当該箇所の記載の修正をお願いしたい。</p> <p>「2016 年 4 月以降、現地住民グループや国内外の NGO より環境社会配慮に係る指摘・要請を受領している。累次に渡り、現地で事業に反対する住民が国旗を逆さまに掲げていたとして逮捕されたことが不当である等の人権侵害、環境許認可の違法性、社会的合意の欠如、非自発的な生計手段の喪失と補償プロセスの不備等について、指摘がなされている。」</p>	<p>いるという認識で、その時点とそれ以降に分けて記載したのですが、ご要望に沿って以下のとおり、追記しました。</p> <p>「2016 年 4 月以降、現地住民グループや国内外の NGO より環境社会配慮に係る指摘・要請を受領している。累次に渡り、現地で事業に反対する住民が国旗を逆さまに掲げていたとして逮捕されたことが不当である等の人権侵害、環境許認可の違法性、社会的合意の欠如、非自発的な生計手段の喪失と補償プロセスの不備等があるとの指摘がなされている。」</p>
11.	<p>P. 2-31</p> <p>7. 「表 2-18 JICA へ異議申し立てが申請された案件の概要」のベトナム・ハノイ市都市鉄道建設事業案件について、状況の欄に「検討結果に対する異議申立人からの意見書 2014 年 12 月 9 日」の記載漏れが、また同様に、案件 No. 4 について、状況の欄に「当事者からの意見書 2014 年 12 月 3 日」の記載漏れが見られるので、追記をお願いしたい。</p>	<p>ご指摘の点を 2 章 2. 2. 4 (17) に追記しました。</p>
12.	<p>【最終報告書案②】</p> <p>P. 1</p> <p>8. 「1.4 環境社会配慮の基本方針」の「重要事項 4」に規定されている「ステークホルダーからの指摘があった場合は回答する。」という点について、上述の質問・コメント 1. で記したような状況が運用で改善されえないのであれば、どのようにして、この規定内容を確保できるのかについて、論点に含めていただきたい。</p>	<p>コメント 1. について、案件 No.4 では JICA は以下のように確認しています。</p> <p>2014 年 2 月 3 日以降、ミャンマー国政府と現地ステークホルダー間の対話が十分かつ円滑に行われることを重視し、ミャンマー政府が TSDG（Thilawa Social Development Group：被影響住民が設立したコミュニティベースの組織）に意向確認した上で、まずはミャンマー政府とよく対話をするよう累次に亘り TSDG に促してきました。</p>

		<p>2014年4月23日～25日の間にTSDGからJICAとの面談依頼があり、2014年5月28日にJICAミャンマー事務所より、TSDGに対して、ミャンマー政府、JICAと3者で対話を行うことを要請し、JICA本部において対話を実施されておりました。</p> <p>(なお、2013年10月15日には、ティワラ地区近郊で、JICA民間連携事業部長及びミャンマー事務所長がTSDG代表と面談し意見交換を行っている事実もあり、対話を行っておりました。)</p> <p>また、案件No.13ではJICAは以下のように確認しています。</p> <p>これまでに被影響住民グループとの間で、現地で2度、本邦で2度協議を行い、健康被害や人権侵害、環境許認可の不備等の問題点の指摘を直接聴取しました。</p> <p>また、協議の場で指摘された点については、実施機関に対しても申し入れています。</p> <p>一方、No.4については、異議申立審査役報告書において、「4月7日のレターを受領した後、JICAは、4月28日にTSDGに電話で連絡を行っている。」旨が説明され、「ステークホルダーからの指摘に対して回答を行っている事実は認められ、JICAの行為にガイドライン1.4(重要事項4)の不遵守があったとは言えない。」と結論づけられています。ただし、同時に、より丁寧な対応をすることが望ましかったと思われる、と指摘されているため、今後ともより丁寧な対応に努め運用の改善に努めます。</p>
13.	<p>P.7～8</p> <p>9.「2.5 社会環境と人権への配慮」の項目において、上述の質問・コメント2.で記したような事項の追記をお願いしたい。また、論点(案)として挙げられている「人権にかかる配慮項目とその範囲」等のなかでは、個別の事例や国際的な動向を踏まえ、貴機構として、</p>	<p>コメント2.に関しては、JICAでは以下のように確認しています。</p> <p>【No.4】異議申立審査役の異議申立に係る調査報告書(2014年11月)においても脅迫の事実は見つからず、ミャンマー政府関係者やJICA専門家の関係者で住民との協議をモニタリングしていたスタッフなど様々な確認を行いました。合意文書に署名しなければ住民の資産が</p>

	<p>ガイドラインの下、どのような人権配慮をしていくべきかの議論も含んでいただきたい。</p>	<p>取り壊され、補償も得られないだろうといった発言がなされたことは確認できませんでした。</p> <p>また、個別の事例や国際的な動向を踏まえた人権配慮については、今後の包括的検討で議論させていただきます。</p>
14.	<p>P.10</p> <p>10.「2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保」の項目において、「別途、『異議申立手続き』の見直し作業を通じて対応」との記載があるが、この「異議申立手続きの見直し」は、どのようなスケジュールで行なわれる予定か。</p>	<p>異 議 申 立 手 続 要 綱</p> <p>(https://www.jica.go.jp/environment/guideline/pdf/guideline02.pdf) の「16.見直し及び経過規程」に従い、環境社会配慮ガイドラインの見直しに併せて検討致します。具体的には、2019 年内にそれまでに蓄積された利用者及び審査役からの意見・評価について情報収集・分析に着手します。</p>
15.	<p>P.12～13</p> <p>11.「【追加調査アイテム】」において、「NGO 等からエンジニアリングサービス借款期間中における環境社会面の影響の発生が指摘されている。」とあることから、論点に「エンジニアリングサービス (ES) 借款供与期間中に環境社会面の影響が発生した場合の対応 (モニタリング、および、貸付停止を含む) の要否」を含めていただきたい。また、エンジニアリングサービス借款事業では、案件 No. 13 のように、JICA の本体借款に係る環境レビューの開始時期が現行のガイドライン上の情報公開規定ではわからない。したがって、論点に「エンジニアリングサービス (ES) 借款案件の本体事業に係る JICA の環境レビュー開始時期の情報公開の要否」を含めていただきたい。</p>	<p>論点「エンジニアリングサービス借款供与時の環境レビュー実施の要否」に含めて、環境レビュー実施後のモニタリングや合意文書に基づく相手国等への適切な対応の要求について、今後の包括的検討で議論させていただきます。。</p> <p>また、ES 借款後の本体事業に関わらず、環境レビューの開始時期については、案件形成の進捗や両国政府の協議状況に応じて決まるものであり、情報公開は行っておりません。</p>
16.	<p>P. 28</p> <p>12.「6. 現地調査対象案件については、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できているかの確認」については、上述の質問・コメント 5. をご参照いただきたい。</p>	<p>5 番をご参照ください。</p>

17.	<p>P. 27～29</p> <p>13.世銀 ESS 5「用地取得、土地利用の制限、非自発的住民移転」を踏まえ、「『生計手段の喪失』に『土地や資源へのアクセスの損失』が含まれることを明記することの可否」を論点に含めていただきたい。</p>	<p>論点「ESS との乖離がないことの可否」において ESS 5 に沿った対応についても含みます。また、論点（案）29 ページには、住民移転計画の構成要素として、経済的移転の場合、代替農地、土地や資源へのアクセスの損失、代替生計手段のための支援等が含まれることが記載されています。</p>
18.	<p>P. 27～29</p> <p>14.NGO が案件 No. 4 および案件 No. 13 で課題として指摘した「再取得価格の妥当性を評価するための算出根拠（市場価格調査等の結果）の公開」および「補償水準（具体的な単価数値）の明示・公開による不透明な補償交渉・汚職・不正の未然防止」、また、世銀 ESS 5 の para 13 の内容（「補償基準は公開され、一貫性を持って各損失資産に適用されなければならない。補償の算出基準は文書化され、PAPs に対して透明性のある手続きを経て支払いがなされること」）を踏まえ、論点に「世銀 ESS 5 para 13 の内容の明記の可否」を含めていただきたい。</p> <p>また、これに関連して、「PAPs に対する透明性のある手続き」を確保する手段として、「資産調査結果について、その写しを個々の当該世帯に手交」すること、「移転・補償対象者が署名した合意文書について、その写しを当該世帯へ早急に手交」すること、「補償対象者の補償受領にあたり、領収書を当該世帯に手交」することの可否を論点に含めていただきたい。</p> <p>さらに、「PAPs に対する透明性のある手続き」を確保する手順として、「移転計画の策定と実施プロセス（移転計画ドラフト／最終版の公開時期と合意取付／補償支払・移転措置の実施の適切な手順）」について論点に含めていただきたい。</p>	<p>論点「ESS との乖離がないことの可否」において ESS 5 に沿った対応についても含められています。また、世銀 ESS 5 para 13 の内容については論点案に追記しており、PAPs に対して透明性のある手続きも含まれています。より具体的な内容、及び ESS 5 para 13 以外に論点として提案いただいた点については、今後の包括的検討で議論させていただきます。</p>

19.	<p>P. 27～29</p> <p>15.NGO が案件 No. 4 および案件 No. 13 で課題として指摘した「現在の生計手段から代替の生計手段への移行を伴う場合、その移行期間を含めた生活水準に対する十分な配慮」、また、世銀 ESS 5 の para 29 の内容（「生計手段の変更や中断等を余儀なくされる場合、移行期間への支援が求められる」）を踏まえ、論点に「世銀 ESS 5 para 29 の内容の明記の要否」を含めていただきたい。</p>	<p>「ESS との乖離がないことの要否」において ESS 5 に沿った対応についても含まれていると理解しています。また、世銀 ESS 5 para29 の内容については論点案に追記しています。今後の包括的検討で議論させていただきます。</p>
<p>補足資料（個別案件シート No. 13「インドネシア：インドラマユ石炭火力発電事業（E/S）」）への質問・コメント</p>		
20.	<p><ガイドライン改定に向けた論点係る質問・コメント></p> <p>p.2</p> <p>整理番号 17</p> <p>・「スクリーニング様式の提出：当該様式の提出は確認できないが、実施機関等から徴求した相応の情報に基づきスクリーニングを実施。」との記載について、本案件でスクリーニング様式が提出されなかった理由は何か。E/S 借款であることが理由であり、本体借款の要請時には改めてスクリーニング様式の提出がなされるということか。</p>	<p>スクリーニング様式が提出されていない案件は他にも多数ありますが、時間が経過していることもあり理由は必ずしも明らかではありません。他方で本件に関してはガイドライン上大規模な火力セクターに該当することは明らかであり、スクリーニング様式がなくともカテゴリ分類が可能だったと推測されます。本件は既にカテゴリ A であることが確定しているため、改めての提出は想定されていません。</p>
21.	<p>p.3</p> <p>整理番号 21</p> <p>・「権利が制限されている地域の該当状況：該当しない」との記載について、ここで「該当しない」という結論を出した根拠は何か。また、この結論を出すために利用・参照している情報・文書等があるようであれば、ご教示願いたい。</p> <p>なお、本案件では、NGO からも指摘が出ているとおり、本案件に反対している農民らが「国旗侮辱罪」等の冤罪で収監されるなど、相</p>	<p>本件に関しては、事業に反対するグループを含めてステークホルダーとの協議が行われてきており、率直な意見が伝えられているため、権利が制限されている地域には該当しないと判断しました。</p>

	手国政府による弾圧とも言える深刻な人権侵害が報告されており、表現の自由など基本的人権の保障の確保が憂慮される状況にある。	
22.	<p>p.5 整理番号 39</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「モニタリング結果の受領」 「審査時の合意：合意していない。」との記載について、「環境社会配慮ガイドライン レビュー調査 最終報告書案②」の論点に「エンジニアリング・サービス (E/S) 借款供与期間中に環境社会面の影響が発生した場合の対応（モニタリング、および、貸付停止を含む）の要否」を含め、「E/S 借款契約時のモニタリング結果の受領に関する合意の要否」についても議論させていただきたい。 	15 番をご参照ください。
23.	<p><個別案件シート No. 13 の記述内容への修正・追記要請></p> <p>p.3 整理番号 21</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本案件では、NGO からも指摘が出ているとおり、本案件に反対している農民らが「国旗侮辱罪」等の冤罪で収監されるなど、相手国政府による弾圧とも言える深刻な人権侵害が報告されており、表現の自由など基本的人権の保障の確保が憂慮される状況にあることを追記していただきたい。 	<p>ご指摘の「国旗侮辱罪」等が冤罪であり、相手国政府による深刻な人権侵害があったと断定する根拠が確認されていないため、整理番号 21 への追記は適当ではないと考えます。</p> <p>但し、外部からご指摘がある点は個別案件シート整理番号 69 に記載済です。（また、今回のご要望に沿って追記予定です。）</p>
24.	<p>整理番号 23 および 24</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「変電所・送電線の修正版 EIA は現在現地審査中。」との記載があるが、「相手国の国内法遵守の有無」についての記載事項であることから、違法工事が実施されていた経緯も含めて記載していただきたい。具体的には、「変電所については、当初計画から事業対象地域に変更があったにもかかわらず、EIA が修正されぬまま、違法に土 	<p>ご要望に沿って以下のとおり追記しました。</p> <p>「変電所については、当初計画から事業対象地域に変更があったにもかかわらず、EIA が修正されぬまま、違法に土地造成作業が開始・実施された。違法であることの指摘を住民・NGO から受け、西ジャワ州環境局が工事停止の必要性を確認し、現在、修正版 EIA を審査中。」</p>

	<p>地造成作業が開始・実施された。違法であることの指摘を住民・NGO から受け、西ジャワ州環境局が工事停止の必要性を確認し、現在、修正版 EIA を審査中。」等の記載が妥当であると考える。</p>	
25.	<p>p.5 整理番号 38</p> <p>・「エンジニアリング・サービス借款の実施段階における相手国等による環境社会配慮実施状況」として、「用地取得・住民移転：国内法（Law No.2/2012）に基づき用地取得の計画及び非地権者も含めた被影響住民を対象とした LARAP に沿って補償、支援が行われている。」との記載があるが、本案件の用地取得および生計手段の喪失に関しては、住民グループや国内外の NGO から問題（地権者以外の小作農等の協議への参加が確保されていない、小作農への作物補償の基準額に一貫性がなく公平性・透明性を欠く、用地取得された変電所用地の土地造成作業が EIA に沿っておらず違法に実施されていた等）を指摘する複数の書簡が貴機構に対して提出されているところ、それらの書簡で指摘されている事項もきちんと併記していただきたい。</p>	<p>・「国内法に反して地権者以外の小作農等の協議への参加が確保されていない」については、「実施機関によれば、生計回復支援に係る協議には Focus Group Discussion（FGD）の形で各被影響民に参加の機会が与えられたとのことで、LARAP にもその記録が記載されています。また、全ての被影響民の方々に補償方針を直接説明するべく、FGD とは別に戸別訪問を行うためコンタクトを試み、9 割以上の被影響民に対し、LARAP の要旨を書いたブローチャーを配布すると共に説明を行い、意見を聞いたとのことです。」と記載しております。</p> <p>・「小作農への作物補償の基準額に一貫性がなく公平性・透明性を欠く」については、「実施機関によれば、補償交渉時に対象種別の補償額が補償対象者に書面で手交され、対象者からは特段の疑義は示されなかったとの説明でした。補償額の算定は、各種作物の市場価格を参照し現地のガイドラインに沿って独立の算定人によって計算されたとのことです。」と記載しております。</p> <p>・「用地取得された変電所用地の土地造成作業が環境影響評価書に沿っておらず違法に実施されている」については、「変電所部分（送電含む）の EIA は 2011 年 6 月に承認されたが、当初計画から事業対象地域に変更があったので、新たに加わった地域を含める形で EIA を修正、現在承認機関（西ジャワ州環境局）にて審査中。」と記載しております。今回当該部分について修正のご要望を頂きましたので、ご要望に沿って以下のとおり追記しました。</p>

		「変電所については、当初計画から事業対象地域に変更があったにもかかわらず、EIA が修正されぬまま、違法に土地造成作業が開始・実施された。違法であることの指摘を住民・NGO から受け、西ジャワ州環境局が工事停止の必要性を確認し、現在、修正版 EIA を審査中。」
26.	<p>p.8 整理番号 69</p> <p>・「2017 年 9 月以降、NGO より累次に渡り、現地で事業に反対する住民が国旗を逆さまに掲げていたとして逮捕されたことが不当である等の指摘がなされている。」との記載があるが、外部から指摘を受け始めた時期に誤りが見られる（参照：http://www.foejapan.org/aid/jbic02/indramayu/activity.html）。また、その指摘内容の記述が一面的なものに留まっている。したがって、以下のように当該箇所の記載を修正いただきたい。</p> <p>「2016 年 4 月以降、現地住民グループや国内外の NGO より環境社会配慮に係る指摘・要請を受領している。累次に渡り、現地で事業に反対する住民が国旗を逆さまに掲げていたとして逮捕されたことが不当である等の人権侵害、環境許認可の違法性、社会的合意の欠如、非自発的な生計手段の喪失と補償プロセスの不備等について、指摘がなされている。」</p>	10 番をご参照ください。
27.	<p>p.9 整理番号 76</p> <p>・「対象者と文書等で合意をしているか」の項目で、非自発的な物理的移転を強いられる 3 世帯についての合意状況も記載していただきたい。（NGO が把握している限りでは、少なくとも、1 世帯は未合意である。）</p>	<p>以下の内容を追記しました。</p> <p>「住民移転が必要な 3 世帯のうち、1 世帯は既に移転済。1 世帯は補償価格には合意済で建設予定地が完全に閉じられる際に移転予定。もう 1 世帯は補償価格に合意しておらず、引き続き交渉を行っている状況。」</p>

以上